

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年 1月31日
【会社名】	島原鉄道株式会社
【英訳名】	Shimabara Railroad Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永井 和久
【本店の所在の場所】	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地 1
【電話番号】	0957(62)2231(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 長橋 清信
【最寄りの連絡場所】	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1
【電話番号】	0957(62)2231(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 長橋 清信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 136,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	152,000,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 平成30年1月31日開催の株主総会決議によります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	152,000,000株	136,800,000	68,400,000
一般募集			
計(総発行株式)	152,000,000株	136,800,000	68,400,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は68,400,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
0.9	0.45	1,000株	平成30年2月16日(金)		平成30年2月16日(金)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
島原鉄道株式会社 総務部 総務課	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社親和銀行 島原支店	長崎県島原市堀町180

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
136,800,000		136,800,000

(注) 発行諸費用の概算額は軽微なので記載を省略します。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額136,800,000円及び平成30年1月16日に増資した43,200,000円を合計した180,000,000円につきましては、過去に実施できていなかった設備投資(主として乗合バス事業)を実施します。なお、内訳、時期等は以下のとおりであります。

投資年度	設備投資の内容	設備投資金額(千円)	実施時期
平成30年度	乗合新車バス2両、中古バス6両	77,000	新車は平成31年1月、中古バスは随時
平成31年度	乗合新車バス2両、中古バス4両	58,000	新車は平成32年1月、中古バスは随時
平成32年度	乗合新車バス2両、中古バス4両	54,000	新車は平成33年1月、中古バスは随時
	計	189,000	

(注) 上記金額は補助金控除後の金額であり、設備投資額合計と手取金額との不足分は自己資金にて充当します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	長崎自動車株式会社	
	本店の所在地	長崎県長崎市新地町3番17号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第120期 (自平成28年1月1日至平成28年12月31日) 平成29年3月31日 福岡財務支局長に提出 半期報告書 第121期中 (自平成29年1月1日至平成29年6月30日) 平成29年9月29日 福岡財務支局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	30,014,000株
	人事関係	役員の派遣。	
	資金関係	当社に出資。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	バス運賃の相互精算。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社地域経済活性化支援機構	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル9階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 今井 信義	
	資本金	26,084,800,000円	
	事業の内容	事業再生支援業務等	
	主たる出資者及びその出資比率	預金保険機構 98.08%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	18,000,000株
	人事関係	役員の派遣。	
	資金関係	当社に出資。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 資本金の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成30年1月31日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

雲仙普賢岳噴火災害以降、地域人口の減少に加え、少子高齢化が進み当社の主力事業である鉄道、バス事業の収入減少に歯止めがかからない厳しい経営環境が続いております。

しかしながら安全輸送のため一定の設備更新が必要になります。

このような状況の中、借入債務が過多となり、資金繰りも悪化してまいりました。

そこで金融機関による金融支援、資本増強を視野に入れた事業再生計画を株式会社地域経済活性化支援機構に申し入れ、平成29年11月10日にその決定を受けました。

イ) 長崎自動車株式会社

株式会社地域経済活性化支援機構が調査し、当社と長崎自動車(株)は、共に長崎県バス協会に加盟している同業者であります。

交通運輸業として相互理解も得やすく、長崎自動車(株)の経営基盤も安定していることからスポンサー企業として最適と判断しました。

ロ) 株式会社地域経済活性化支援機構

当社が同機構に再生支援を申込み、その結果策定された事業再生計画によるものです。

d 割り当てようとする株式の数

長崎自動車株式会社	当社普通株式	95,000,000株
株式会社地域経済活性化支援機構	当社普通株式	57,000,000株
	計	152,000,000株

e 株券等の保有方針

支配権獲得による経営権を取得し、事業再生の支援を行い株式価値を高め、かつ地域経済活性化のため保有します。

f 払込みに要する資金等の状況

イ) 長崎自動車株式会社

株式会社地域経済活性化支援機構が調査し、また、有価証券報告書等の開示書類を閲覧した結果、財務内容等に問題はないと判断しました。

ロ) 株式会社地域経済活性化支援機構

内閣府直轄の官民ファンドであり、「株式会社地域経済活性化支援機構法」にもとづく株式会社なので問題ないと判断しました。

g 割当予定先の実態

イ) 長崎自動車株式会社

長崎県内において、主にバス事業を展開する有価証券報告書提出会社であります。

当該割当会社の取引金融機関に確認しましたところ、反社会的勢力との関係はない旨の回答を得ております。また、当社と同じ業界団体である長崎県バス協会に加盟しており、そのような関係についての情報はなことから、当該会社は、反社会的勢力との関係について問題ないものと判断しました。

ロ) 株式会社地域経済活性化支援機構

内閣府直轄の官民ファンドであり、「株式会社地域経済活性化支援機構法」にもとづく株式会社なので、当該割当会社は反社会的勢力との関係について問題ないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

株式会社地域経済活性化支援機構に再生支援を申込み、当社の財務内容を調査及び評価した結果、実態としては債務超過であるという評価になりました。

本新株式の発行価格につきましては、実態的に債務超過という状況を踏まえ、今後効率的な経営を行うため、割当会社による経営権の取得が必要との判断から、経営権取得に必要な株式数2億株の新株式発行と、今後設備投資等に必要な資金1.8億円とから、1株あたりの発行価格を0.9円としました。

株式価値は実質的にゼロであり、1株あたりの発行価格0.9円は有利発行にはあたらないと判断しました。

また、長崎自動車(株)及び(株)地域経済活性化支援機構2社主導による事業再生と今後株式価値を高めていくため、これら株式発行にかかる条件は合理的と判断しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新規発行株式数は152,000,000株(議決権数は152,000個)であり、過去6か月以内の第三者割当の株式数48,000,000株を加算すると平成30年1月15日現在の当社の発行済株式の総数16,000,000株(議決権15,807個)に対して、1,250.00%(議決権における割合1,265.26%)に相当し、一定の希薄化が生じます。

これにより、既存株主の議決権割合が大幅に低下すると共に新たに支配株主が生じます。

しかしながら、当社は、金融機関からの借入金が過多となっており、実質的に債務超過の状態でありますので、株式会社地域経済活性化支援機構に支援を申し入れ、平成29年11月10日付に再生支援の決定を受けました。

このような状況の下、事業再生計画によりますと1.8億円程度の資本増強、金融機関による債務免除等が計画され、割当予定先2社主導による経営再建により株式価値を向上させることが必要不可欠であるという認識から、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新規発行株式数は152,000,000株、過去6か月以内に行われた第三者割当の株式数48,000,000株を含め200,000,000株であり、発行済株式の総数である16,000,000株(議決権15,807個)に対して、1,250.00%の割当(議決権における割合1,265.26%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。

このように、希薄化率が25%を超えることから、大規模な第三者割当に該当いたします。

また、長崎自動車(株)は、平成30年1月31日現在の総議決権数(63,807個)に本件増資の議決権数(152,000個)を加算した総議決権数(215,807個)の過半数(57.93%)の所有議決権数を占めることになり、支配株主となります。

今後、事業再生を図っていくには、迅速かつ効率的な意思決定が必要との判断によるものです。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
長崎自動車株式会社	長崎県長崎市新地町3番17号	30,014,000	47.04%	125,014,000	57.93%
株式会社地域経済活性化支援機構	東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル9階	18,000,000	28.21%	75,000,000	34.75%
宅島建設株式会社	長崎県雲仙市小浜町南本町7番地22	2,556,000	4.01%	2,556,000	1.18%
福岡商事株式会社	福岡県福岡市中央区大名二丁目2番26号	1,773,000	2.78%	1,773,000	0.82%
長崎県	長崎県長崎市江戸町2番13号	1,600,000	2.51%	1,600,000	0.74%
九州日野自動車株式会社	福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番26号	1,250,000	1.96%	1,250,000	0.58%
JXTGエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	1,000,000	1.57%	1,000,000	0.46%
株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	681,000	1.07%	681,000	0.32%
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	681,000	1.07%	681,000	0.32%
長崎産業株式会社	長崎県長崎市銅座町4番18号	681,000	1.07%	681,000	0.32%
計		58,236,000	91.27%	210,236,000	97.42%

(注) 1. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の計算においては、平成30年1月31日現在の総株主の議決権の数(63,807個)を分母として計算しております。

また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、上記の議決権の数(63,807個)に本件増資に係る議決権の数(152,000個)を加算した数(215,807個)を分母として計算しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の計算については、小数点第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社は経営悪化に伴い、(株)地域経済活性化支援機構に事業再生計画の策定を依頼し、平成29年11月10日付でその計画が支援機構より決定されました。

計画では、長崎自動車(株)をスポンサー企業とし、長崎自動車(株)と(株)地域経済活性化支援機構の主導のもと、事業再生を行う計画であり、そのためには大規模な第三者割当が必要となりました。

(2) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

当社は経営破綻による株式価値がゼロになるのを回避すべく(株)地域経済活性化支援機構に支援を申し込み、事業再生計画を策定しました。

計画では、金融機関に債務免除による金融支援の要請が必要との判断から、経営陣の交代を含め既存株主への影響はあるものの、最悪の事態を防ぐためには、ある程度はやむを得ないと判断しました。

(3) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

当社は、25年前の雲仙普賢岳噴火災害で大きな災害を被って以来、長期にわたり、深刻な被災からの復旧に取り組んでまいりました。しかしながら、その過程で、膨大な金融債務を解消することが困難となり、財務状況が悪化いたしました。また、災害の影響により利用客の数も減少し、沿線地域の人口減少のあおりも受け、経営として極めて厳しい状況が続くに至っています。

このままでは、当社の存続も厳しいものとなり、破産や民事再生といった法的整理ともなれば、地域住民、取引先、株主に対し、多大な影響をおよぼします。

このような最悪の事態を回避するため、当社はこのたび、関係者間で協議の上、(株)地域経済活性化支援機構に支援を申し込み、主力金融機関から金融支援を受け、長崎自動車(株)を主なスポンサーとする事業再生計画を策定いたしました。

事業再生計画においては、長崎自動車(株)及び(株)地域経済活性化支援機構に株式を発行することにより、必要な資金を調達します。

その結果、大規模な第三者割当増資を行うことが必要と判断しました。

これらの判断のもと、平成30年1月31日開催の臨時株主総会に諮ったところ、特段の意見等はなく承認可決されました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第176期)及び半期報告書(第177期中)(以下「有価証券報告書等という。」)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後(平成29年6月26日提出)、本有価証券届出書提出日(平成30年1月31日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年1月31日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年1月31日)までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

(1) 平成30年1月17日 福岡財務支局長に提出

・提出理由

平成29年12月15日開催の当社臨時株主総会において第三者割当増資が決議され、平成30年1月16日に全額払い込まれました。また、払込日当日開催の取締役会において、取締役が交代したことに伴い、「親会社」、「主要株主」、「代表取締役」にそれぞれ異動が生じたので金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号及び第9号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

・報告内容

(一) 親会社の異動

- ・当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
新たに親会社となるもの

名称	長崎自動車株式会社
住所	長崎県長崎市新地町3番17号
代表者の氏名	嶋崎 真英
資本金の額	780,000千円(平成29年12月31日現在)
事業の内容	主に長崎市内において路線バスを運行

- ・当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	14個	0.09%
異動後	30,014個	47.04%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成29年12月25日に提出した第177期半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数(15,807個)を分母として計算しております。

また、異動後については、当該議決権の数に平成30年1月16日に新株発行した48,000千株に対する議決権の数(48,000個)を加算した数(63,807個)を分母として計算しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

．当該異動の理由及びその年月日

a．異動の理由

当社は第三者割当増資を行い、平成30年1月16日に全額払い込みを受け、また、同日取締役会において、長崎自動車株式会社より代表取締役を含む過半数の取締役が就任したことにより親会社に該当することになりました。

b．異動の年月日

平成30年1月16日

(二) 主要株主の異動

．当該異動に係る主要株主の名称

a．新たに主要株主となるもの

イ) 長崎自動車株式会社

ロ) 株式会社地域経済活性化支援機構

b．主要株主でなくなるもの

イ) 宅島建設株式会社

ロ) 福岡商事株式会社

ハ) 長崎県

．当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

a．新たに主要株主となるもの

イ) 長崎自動車株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	14個	0.09%
異動後	30,014個	47.04%

ロ) 株式会社地域経済活性化支援機構

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	18,000個	28.21%

b．主要株主でなくなるもの

イ) 宅島建設株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,556個	16.17%
異動後	2,556個	4.01%

ロ) 福岡商事株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	1,773個	11.22%
異動後	1,773個	2.78%

ハ) 長崎県

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	1,600個	10.12%
異動後	1,600個	2.51%

(注) 前記「(一) 親会社の異動」「」. 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合」に記載した注記を援用します。

(三) 代表取締役の異動

. 新たに代表取締役となる者の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名(年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
永井 和久 (昭和33年8月13日)	取締役社長 (代表取締役)	長崎自動車株 (常務取締役)	平成30年1月16日	

(注) 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

. 新たに代表取締役となる者についての主要略歴

昭和58年3月 長崎自動車株入社
平成20年4月 同社自動車部長
平成22年3月 同社取締役総務部長
平成23年3月 同社常務取締役

. 代表取締役でなくなる者の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名(年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
本田 哲士 (昭和26年2月9日)		取締役社長 (代表取締役)	平成30年1月16日	10,000株

(注) 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第176期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月26日 福岡財務支局長に提出
半期報告書	事業年度 (第177期中)	自 至	平成29年4月1日 平成29年9月30日	平成29年12月25日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月26日

島原鉄道株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 廣 島 武 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている島原鉄道株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、島原鉄道株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月26日

島原鉄道株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 廣 島 武 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている島原鉄道株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第176期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、島原鉄道株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

島原鉄道株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 廣 島 武 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている島原鉄道株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、島原鉄道株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社地域経済活性化支援機構より再生支援決定の通知を受けている。

また、会社は平成29年12月15日の臨時株主総会において、長崎自動車株式会社及び株式会社地域経済活性化支援機構を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

島原鉄道株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員 公認会計士 廣 島 武 文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている島原鉄道株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第177期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、島原鉄道株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社地域経済活性化支援機構より再生支援決定の通知を受けている。

また、会社は平成29年12月15日の臨時株主総会において、長崎自動車株式会社及び株式会社地域経済活性化支援機構を割当先とする第三者割当増資による新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。